

# 全 員 協 議 会

日 時 令和6年2月5日（月）  
午前10時から  
場 所 議場

付議事項  
議運決定事項について

## 第9～11回議運決定事項

令和5年12月21日（木）

令和6年 1月19日（金）

令和6年 1月29日（月）

### 1 能登半島地震に対する義援金について

山陽小野田市議会として、被災された皆様に心からお見舞い申し上げるとともに、早期の復旧・復興をお祈りするため、義援金として計21万円を支援する。

なお、当該義援金は、北信越市議会議長会が開設した専用の災害義援金口座に振り込む。

また、当該義援金は、北信越市議会議長会から時宜をみて被災地支援のために拠出されるとのこと。

### 2 3月定例会日程案について

**資料1**のとおりとした。

### 3 本会議等における報道関係者以外の傍聴人による写真撮影について

これまで、本会議等における報道関係者以外の傍聴人による写真撮影を許可していたが、当該行為により議員の発言が抑制されるという懸念があるため禁止することとした。

### 4 代表質問の取扱いについて

本市議会においては、全ての定例会において全議員が一般質問を行う機会を確保しており、一般質問においても施政方針に対する質問ができるなど、代表質問と一般質問との差異を見だし難いことから、代表質問については、令和6年第1回（3月）定例会から廃止することとし、申し合わせ事項を**資料2**のとおり改正することとした。

## 5 モニター意見について

次の意見に対して、次のとおり回答することとした。

令和5年10月16、17日開催の意見交換会で聴取したモニターからの意見

1 議会運営委員会での正式な議題として、議長任期を2年にすることに問題はないのか。

→ 議長任期を2年にすることに問題があるかどうかは、その方法論も含めて今後も議会運営委員会において検討します。

2 意見を議会での議論に反映できるよう、公聴会をもっと活用すべきではないか。

→ 現在、市民や学識経験者等の意見を議会の討議に反映させる必要がある場合には、参考人制度を活用しております。参考人制度とは、地方自治法第115条の2第2項に規定されている制度で、公聴会より効率的に必要な者から意見を聴くことができる制度です。

3 制定した手話言語条例にのっとり、議会としての取組を検討すべきである。

→ 議会としても、誰もが住み慣れた地域で安心して暮らすことのできる共生社会の実現を目指して、学識経験者等の意見を参考にしながら取組を検討します。

## 6 本会議での採決時における議員の行動について

令和5年12月19日の本会議中、委員会提出決議案第2号の採決の際に、速やかに賛否の意思を表せなかった議員がいた。議決権の行使は議員の重要な職責の一つであるため、緊張感を持って会議に臨むことを求める。

また、同じときに、当該議員に対して議決権を行使するように促した議員がいた。その真意はどうかであれ、当該行為は、着座により反対の意思を表示している議員に対して、起立して賛成に転じるように翻意を促したという誤解を与えかねない行為である。このような市民から疑いを持たれかねない行為は厳に慎むことを求める。

## 7 陳情の受理要件の確認について

陳情書は請願書の例により処理するものとされており、請願書の受理要件は会議規則第138条に規定されているとおりである。

同条第4項には、「請願書の提出は、平穏になされなければならない。」と規定されているが、この「平穏」とは、請願の内容が平穏であることではなく、受理の強要等によらず請願書が平穏に提出されることを指すものである。なぜなら、議会は請願書の内容を本会議で審議し、又は委員会で審査して取扱いを決定するため、その内容が激烈であっても支障がないからである。このことから、請願は、形式や手続が整っている限り受理しなければならない旨の行政実例も存在する。

また、請願の内容は、本市議会が願意を達成できるものを中心とすべきことから考えると、基本的人権を否定する内容や個人の秘密を暴露する内容の請願書等が提出された場合には、議長はそもそも当該請願書を受理しないという取扱いも考えられる。

しかし、それらが明白な場合は別として、多くの場合、事務局においてその判断を行うことは非常に困難である。

以上のことから、本市議会においては、陳情書、請願書等が提出された場合、前述のように明白な場合を除き、会議規則に規定している要件を形式的に満たしているならば、今後も請願、陳情等として受理することを確認した。

## 令和6年第1回（3月）定例会日程案

会期		令和6年2月22日から3月27日までの35日間		
月	日	曜日	日程	備考
2	12	月	振替休日（建国記念の日）	
	13	火		
	14	水		
	15	木	告示	
	16	金	議運	
	17	土		
	18	日		
	19	月		
	20	火		
	21	水		
	22	木	本会議初日	
	23	金	天皇誕生日	
	24	土		
	25	日		
	26	月	休会・一般質問通告締切・議運・間取	
	27	火	休会	
	28	水	2委員会及び分科会（現年度）	
	29	木	委員会及び分科会（現年度）	
3	1	金	委員会予備日	
	2	土		
	3	日		
	4	月	一般質問	
	5	火	一般質問	
	6	水	一般質問	
	7	木	一般質問【午前】	
	8	金	一般質問【午後】	
	9	土		
	10	日		
	11	月	一般質問	
	12	火	一般会計全体会（現年度）・本会議・一般会計全体会（新年度）	
	13	水	2委員会及び分科会（新年度）	
	14	木	2委員会及び分科会（新年度）	
	15	金	2委員会及び分科会（新年度）	
	16	土		
	17	日		
	18	月	委員会予備日	
	19	火	休会（議事整理日）	
	20	水	春分の日	
	21	木	休会（議事整理日）	
	22	金	休会（議事整理日）	
	23	土		
	24	日		
	25	月	休会（議事整理日）	
	26	火	一般会計全体会（新年度）	
	27	水	本会議	

## 申し合わせ事項新旧対照表

改正後	改正前
<p>(発言の場所)</p> <p>71 議案の提案理由の説明、行政報告、委員長報告及び討論は登壇して行い、質疑及び答弁は自席で、一般質問は質問者席で行う。</p> <p>83 <u>削除</u></p> <p>84 <u>削除</u></p>	<p>(発言の場所)</p> <p>71 <u>代表質問における一括質問、議案の提案理由の説明、行政報告、委員長報告及び討論は登壇して行い、質疑及び答弁は自席で、代表質問における再質問及び一般質問は質問者席で行う。ただし、代表質問における市長の総括的答弁は登壇して行う。</u></p> <p><u>(代表質問)</u></p> <p>83 <u>市長の施政方針に対し、会派を代表して、質問することができる。</u></p> <p><u>(代表質問者)</u></p> <p>84 <u>代表質問を行う議員は、会派から1人とし、代表質問者は当該定例会において一般質問は行わない。</u></p> <p><u>(代表質問の時期)</u></p>

85 削除	<u>85 代表質問は、市長の施政方針演説が行われる定例会において、一般質問の前に行う。</u>
	<u>(代表質問の通告)</u>
86 削除	<u>86 代表質問を行おうとする者は、施政方針演説の翌日の正午までに代表質問通告書を提出し、具体的な質問内容は、代表質問趣旨書に記載して、通告書提出期限の翌日の午後4時までに提出する。</u>
	<u>(代表質問の順序)</u>
87 削除	<u>87 代表質問の順序は、代表質問通告書提出時に抽選を行い、その数字の若番からとする。</u>
	<u>(代表質問の発言時間)</u>
88 削除	<u>88 代表質問の発言時間は、60分（執行部の答弁時間を含む。）とする。また、次の代表質問を行う者まで、原則として10分以上の休憩を挟むものとする。</u>
	<u>(代表質問の質問方法)</u>

<p>89 <u>削除</u></p> <p>90 <u>削除</u></p> <p>(質問一覧表の作成及び配布)</p> <p>92 一般質問をする議員名、順序、質問要旨を記載した一覧表を作成し、執行部及び議席に配布する。</p> <p>(会議録署名議員)</p> <p>97 会議録署名議員は、初議会から五十音順により本会議ごとに2名を順次指名する。ただし、一般質問又は委員長報告等を行う議員がその日の会議録署名議員と重なるときは、次の本会議において指名する。また、副議長は指名しない。</p>	<p>89 <u>代表質問は、最初に一括質問・一括答弁で、再質問は一問一答で行う。</u></p> <p>(代表質問の答弁者)</p> <p>90 <u>代表質問の一括答弁は、最初に市長の総括的答弁を行い、その後必要に応じて参与が行う。</u></p> <p>(質問一覧表の作成及び配布)</p> <p>92 一般質問及び<u>代表質問</u>をする議員名、順序、質問要旨を記載した一覧表を作成し、執行部及び議席に配布する。</p> <p>(会議録署名議員)</p> <p>97 会議録署名議員は、初議会から五十音順により本会議ごとに2名を順次指名する。ただし、一般質問、<u>代表質問</u>又は委員長報告等を行う議員がその日の会議録署名議員と重なるときは、次の本会議において指名する。また、副議長は指名しない。</p>
---	---